

# 女性福祉

「困難な問題を抱える女性を支援する法律」が令和6年4月1日施行されたことに伴い、困難な問題を抱える女性に対する支援を行っています。従前の「売春をなすおそれのある女子に対する補導処分・保護更生」を目的とした旧「売春防止法」から脱却し、対象となる女性の意思が尊重されながら、最適な支援が受けられるようにしています。

また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法：平成14年4月1日施行）により、配偶者からの暴力被害者に対する支援を行っています。

豊島区では、平成25年12月より配偶者暴力相談支援センターとしての機能をもちDV被害者の支援をより強化しました。

緊急に保護を必要とする女性に一時保護を行い、自立に向けた相談及び支援を実施しています。

1. 女性相談支援員…………… 63
2. 母子等緊急一時保護…………… 64
3. 緊急一時保護宿泊費助成…………… 64



# 1. 女性相談支援員

## 子育て支援課

〔事業開始：昭和31年5月(旧売春防止法)

令和6年4月(困難を抱える女性への支援に関する法律)〕

子育て支援課に女性相談支援員を配置して、困難な問題及び専門的技術に基づいて必要な援助を行い、関係機関とを抱える女性の発見に努め、その立場に立って相談に応じの連携などを行っています。

年 度	相 談 内 容(主訴以外の相談を含む)										合 計	実 人 員	相 談 延 件 数
	売 春 防 止 法 五 条 違 反	暴 力 ( うち DV 数)	人 間 関 係 ( 離婚 親族 関係 など)	女 性 自 立 援 助 資 金	生 活 困 窮 ・ 借 金	( 妊 娠 ・ 出 産 ・ 他 ) 医 療 関 係	住 宅 関 係	職 業 関 係	施 設 入 所	そ の 他			
30	11	466 (362)	832	3	340	695	313	197	233	349	3,439	993	3,681
元	12	403 (333)	775	17	273	745	241	162	189	479	3,296	943	3,813
2	4	611 (527)	542	5	353	691	171	157	163	244	2,941	908	3,291
3	16	411 (335)	689	8	319	643	218	125	172	461	3,062	968	3,338
4	11	389 (357)	685	6	401	936	261	81	140	372	3,283	998	3,611
5	6	377 (242)	848	8	316	713	341	93	104	336	3,142	1,092	3,113

### 上記のうち緊急保護数(再掲)

(単位：件)

年 度	DVによる保護数 (うち同伴児童数)	その他の理由による保護数 (うち同伴児童数)
元	25 (10)	42 (7)
2	41 (23)	35 (5)
3	31 (14)	21 (4)
4	20 (11)	24 (3)
5	17 (8)	25 (2)

## 2. 母子等緊急一時保護

子育て支援課

〔事業開始：平成4年4月〕

夫の暴力からの避難等で緊急に施設での保護が必要な母子及び女性を、一時的に母子生活支援施設に保護し、その自立を援助します。

### 【緊急一時保護状況】

年 度	元	2	3	4	5
保護世帯数	13 世帯	8 世帯	8 世帯	10 世帯	12 世帯
保護延べ日数	65 日	58 日	72 日	67 日	58 日

## 3. 緊急一時保護宿泊費助成

子育て支援課

〔事業開始：平成13年4月〕

夫の暴力からの避難等で緊急に保護が必要な母子及び女性を、一時的にビジネスホテル等に宿泊させ、生活費用を助成します。

### 【緊急一時保護助成状況】

年 度	元	2	3	4	5
宿泊助成件数(泊数)	7 件	9 件	5 件	2 件	2 件
保護延べ人数	15 人	16 人	17 人	6 人	4 人

※保護延べ人数に生活費助成の人数を含む